

兵庫大学短期大学部教職課程委員会規程

〔 令和3年7月14日 〕〔 令和3年7月15日制定 〕
〔 学長決定 〕〔 兵大短程59号 〕

(目的)

第1条 この規程は、兵庫大学短期大学部教職課程委員会規程（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職課程の教育課程の編成に関する事
- (2) 教職課程の実施・運営に関する事
- (3) その他教職課程に関する事

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長が委嘱する委員長
- (2) 学長が委嘱する職員若干名

(任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、教務課が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会に諮り、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。